

沖縄県電気・L P ガス価格高騰対策補助金交付要綱

(通則)

第1条 沖縄県電気・L P ガス価格高騰対策補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年府地創第327号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、エネルギー価格や物価高騰の影響を受けている特別高圧受電契約電力を使用する県内事業者又は県内一般消費者等に対し、特別高圧受電施設の使用電力又は県内L P ガス使用料金の料金値引き原資等を補助し、県内事業者等の負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「特別高圧受電施設」とは、小売電気事業者等との契約が特別高圧（標準電圧が2万ボルト以上の受電契約をいう。以下同じ。）に属する沖縄県内の施設をいう。
- (2) 「L P ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。
- (3) 「県内一般消費者等」とは、現に県内でLPガスを消費する者であつて、ア又はイに掲げるものにつき、それぞれ当該各号に定める者（以下「販売事業者」という。）と契約（ウからオまでに掲げるものを除く。）を締結したものをいう。
 - ア 液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者
 - イ LPガスの消費の態様が生活の用に供する場合に類似している者 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者
 - ウ 利用実態のない契約
 - エ 液化石油ガス法施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第16条第13号ただし書の規定に基づく質量による販売契約
 - オ 国又は地方公共団体が管理している施設と締結する契約

(補助金交付の対象及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 電気料金支援事業 国（独立行政法人等を除く。）及び地方公共団体（地方公営企業等を除く。）並びに米国駐留軍を除く、沖縄県内に特別高圧受電施設を有する事業者、又は当該施設に入居して電気料金を負担する民間事業者
 - (2) L P ガス価格高騰対策事業 県内一般消費者等に対して使用料金の値引きを適正に実施した販売事業者
- 2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助基準額は別表第1又は別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 知事は、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の額の算定方法及び補助基準額は、別表第1（電気料金支援）及び別表第2（LPガス価格高騰対策）に定めるところによる。

- 2 補助金の算定において、別表第1により算定した電気料金支援事業の補助金額の合計に千円未満の端数が生じた場合、又は別表第2により算定したLPガス価格高騰対策事業の補助金額の合計に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、沖縄県電気・LPガス価格高騰対策補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の通知に当たって必要な条件を付することができる。

(交付申請の取り下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による交付決定及び額の確定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには同通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面（任意様式）を知事に提出しなければならない。

(事業内容変更の申請)

第9条 補助事業者は、第7条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ沖縄県電気・LPガス価格高騰対策補助金変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的に変更をもたらすものではない軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合は、第7条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、沖縄県電気・LPガス価格高騰対策補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事に報告しなければならない。

(立入検査等)

第 12 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者若しくは、補助事業者であった者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、知事が別に定める日までに、沖縄県電気・LP ガス価格高騰対策補助金実績報告書（様式第 4 号）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第 9 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 15 条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受領した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金を概算払いできるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、沖縄県電気・LP ガス価格高騰対策補助金概算払請求書（様式第 5 号）を知事に提出するものとする。

4 補助事業者は、前条第 1 項の規定による通知を受けたときは、沖縄県電気・LP ガス価格高騰対策補助金精算払請求書（様式第 6 号）を知事に提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 16 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額があった場合には、速やかに知事に消費税等仕入控除税額報告書（様式第 7 号）を提出しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 知事は、第 10 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、法令、規則及び本要綱、又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合
 - (6) 補助事業者が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合
 - (7) 補助事業者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
 - (8) 補助事業者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合
 - (9) 補助事業者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。
 - 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
 - 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の経理等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備・保管しなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう適切に保存しなければならない。

(その他)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）

電気料金支援事業（特別高圧分）交付基準

補助事業者	国（独立行政法人等を除く。）及び地方公共団体（地方公営企業等を除く。）並びに米国駐留軍を除く、沖縄県内に特別高圧受電施設を有する事業者、又は当該施設に入居して電気料金を負担する民間事業者
補助対象経費	令和 8 年 7 月から 9 月までの期間の各月の電気の使用に係る検針により得られた電気使用量に基づき請求のあった電気料金
補助基準額	電気使用量に対し、次の単価を乗じた額（千円未満切り捨て） ・ 7 月：1 キロワットアワー当たり 1. 8 円 ・ 8 月：1 キロワットアワー当たり 2. 3 円 ・ 9 月：1 キロワットアワー当たり 1. 8 円

別表第 2（第 4 条、第 5 条関係）

L P ガス価格高騰対策事業交付基準

補助事業者	沖縄県内の L P ガス販売事業者
補助対象経費	県内一般消費者等に対して、令和 8 年 7 月から 9 月までの期間について、令和 8 年 10 月請求分から L P ガス料金の値引きを行う販売事業者の値引き原資を対象とする。
補助基準額	1 支援月数 本事業に基づき料金値引きを行う月数。 2 支援単価 1 月あたり 300 円 3 支援額 1 の支援月数に 2 の支援単価を乗じた額 ただし、各県内消費者等につき対象期間の月別値引き額の合計が、支援単価 300 円に 3 か月を乗じた 900 円を下回った場合は、当該金額を支援額とする。